

所 属	環境生活部廃棄物対策課		
担当(係)名	施設整備担当	内線	2718

産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等

1 背景・現状

産業廃棄物処理施設は、一般的に「迷惑施設」として捉えられる傾向があり、その設置を巡って事業者と地域住民等との間で紛争が生ずる場合がある。

このため、当県では施設を設置しようとする事業者に対し、条例等に基づき法手続の前に関係住民への説明の実施や自治会等の同意書の取得を指導している。

しかし、現行制度に対して手続が不明確、同意書の取得については法的に根拠が脆弱である等の問題点が指摘されている。

2 事業目的

新たに「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」を制定・施行し、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画の周知の手続、これに対する関係住民等の意見を求めるための手続その他必要な事項を定め、その手続の適正化と透明性の確保を図ることにより、施設を設置しようとする事業者と関係住民との合意の形成と地域の生活環境保全に寄与する。

3 条例の概要

平成20年度制定の新条例の施行は平成22年1月とし、施行のための準備と施行後の実務を行う。

新条例による手順概要

Step1 事業者は、事業計画書とその周知計画書を県に提出し、知事は審査

Step2 事業者は、周知計画に従って計画を公表し、説明会を開催

Step3 生活環境保全上意見がある者が意見書提出、事業者は見解書周知

Step4 知事は、事業者と関係住民との合意形成状況を把握し、判断。
知事の判断に対する「申立」「申出」により、第三者委員会から意見聴取、調整付託等
(手続の終結)